

住民監査請求に係る関係職員の陳述

日時：令和8年9月15日（火）午前11時00分から

場所：浜田市役所4階 講堂B

1 住民監査請求の要旨

「サン・ビレッジ浜田アイススケート場」の用途変更及び「浜田市協働のまちづくり推進条例」に関する問い合わせ対応等について、浜田市が弁護士法人佐和法律事務所と締結した委任契約及びそれに伴う公金の支出が地方自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結若しくは履行に該当する。

2 浜田市長（防災安全課）の事実の認否

請求の要旨について否認する。

請求のうち「浜田市に対し、「協働のまちづくり推進条例」の理念に立ち返り、安易な弁護士への丸投げをやめ、市職員自らが誠意をもって市民への説明責任を果たす体制を整備するよう勧告すること」及び委員会参加に係る委任契約の締結行為に係る部分は、住民監査請求の対象とならず、又は期間制限を徒過しているため却下すべきである。

その余の部分についても、本件各委任契約の締結及びこれに伴う公金の支出は、要綱に基づく適法かつ必要な事務執行であり、その金額も相当な範囲にとどまるものであるから、地方自治法第242条第1項にいう違法若しくは不当な公金の支出には該当しない。

3 関係職員の陳述